

平成 17 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン  
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌  
(コード番号 7898 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 経理部部長 吉岡 孝治  
(TEL 0829 32 3334)

## 新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 25 日開催の取締役会において、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記の通り、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における承認(特別決議)を得ることを前提に、**第一回 SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権**(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式、以下「**企業価値防衛策**」)及び**第一回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権**(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式、以下「**企業価値防衛策**」)の何れかを企業価値防衛策として導入することを決定致しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1 企業価値防衛策導入の目的

昨今のわが国においては、買収先企業の同意を得ない、いわゆる敵対的買収が顕在化しつつあり、買収先企業が事前の企業価値防衛策を有していない場合には、濫用的な買収等が行われる可能性が高くなってきております。当社株式を大量に取得して経営に関与することを企図することについては、それが当社の企業価値の最大化に資するものである限り、当社は何ら否定するものではなく、また、買収先企業の同意を得ない買収が必ずしも当社の企業価値を毀損するものとは限りませんが、事前の企業価値防衛策を導入していない当社に対して、濫用的な買収等が仕掛けられた場合には、当社の取締役会及び従業員は、当該買収等に対する対応に忙殺され、本来の企業活動が停滞するという非効率的な事態となり、結果として企業価値が損なわれるものと思われま

す。また、当社は、平成 17 年 5 月 9 日付決算短信において中期的経営戦略として公表致しましたとおり、森林資源を保全する法正林施業(植林、育材、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、顧客ニーズに沿った商品開発をすることにより、これからの厳しい競争時代に着実に業績の進展をすべく努めることとしており、このような中期的経営戦略を着実に遂行するためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であります。

そこで、当社は、現時点において敵対的買収の対象とされているとは認識しておりませんが、今後、当社の同意なく公開買付や株式の買い集め等が行われた場合に備えて、当該公開買付や株式の買い集めが当社に対する濫用的な買収等であるか否か、及び、当社の企業価値の最大化に資するも

のか否かを検討するために必要な機会と時間を合理的に確保することにより、当社の企業価値が毀損されることを未然に防止することを目的として、事前の企業価値防衛策を導入致したいと存じます。

具体的には、本定時株主総会決議での承認(特別決議)を得た上で、原則として、**企業価値防衛策**を導入致しますが、**企業価値防衛策**は、導入時及び発動時の特別目的会社(中間法人)に対する課税上の取扱いが必ずしも完全には明らかではない等、租税法その他の法令上の制約等が生じる可能性がありますため、かかる制約等を理由にその導入又は発動が不可能又は困難であることが明らかとなった場合に**企業価値防衛策**に代わるものとして、**企業価値防衛策**を導入致します。**企業価値防衛策**はあくまで**企業価値防衛策**に代わるものであり、**企業価値防衛策**と**企業価値防衛策**が同時に発動されることはありません。

なお、これらの企業価値防衛策の導入に伴い、本定時株主総会において授權株式数の拡大を行います。

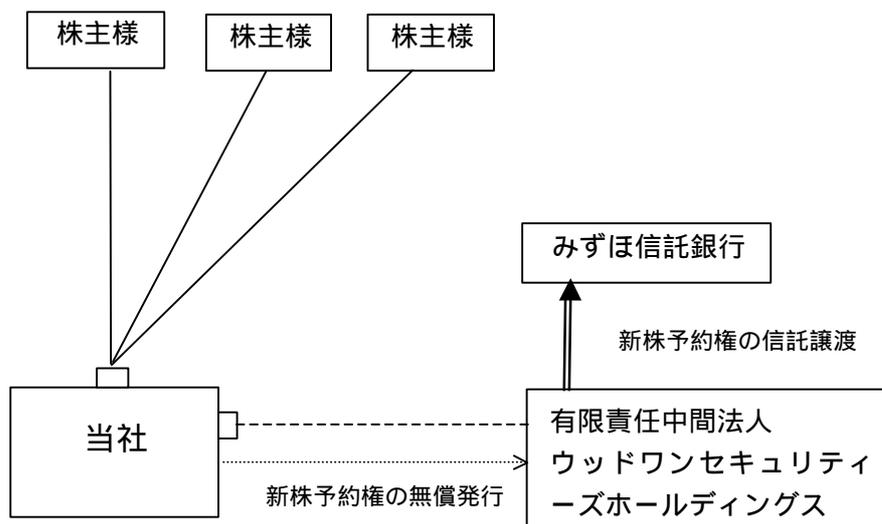
## 2 企業価値防衛策 の仕組み

上記 1 記載のとおり、当社は、企業価値の最大化のために、本定時株主総会決議での承認(特別決議)を得た上で、**企業価値防衛策**を導入致します。なお、**企業価値防衛策**については、権威ある商法学者より商法上問題がない旨の意見を取得しております。

### (1) 企業価値防衛策 の概要

**企業価値防衛策** の概要は以下のとおりです。

#### (企業価値防衛策の導入 = 新株予約権の発行 : 本年 7 月)



当社が、本定時株主総会の承認を得た上で有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに対して新株予約権(発行要項については別紙 1 を御参照下さい。)を無償で発行します。

なお、この新株予約権は、濫用的な買収等が行われない限り(別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就しない限り)、行使することができず、株主の皆様には分配されることもありません。

有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスは、みずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)及び当社との信託契約(その概要については別紙 2 を御参照下さい。)に基づき、取得した新株予約権を直ちにみずほ信託銀行に対して信託譲渡します。

#### (企業価値防衛策解除 = 新株予約権の消却)

別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間(特定大量保有者が現れたことを当社取締役会が認識し、公表するまでの間)において、当社株式の公開買付や買い集め等が行われ、又は、行われることが予定される場合で、かつ、当該公開買付や買い集め等が当社の企業価値の最大化に資するものであると当社が判断する場合には、当社は企業価値防衛策を解除することができます。すなわち、当社は、別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができます(別紙 1 の 13.(1)を御参照下さい)。

但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。この特別委員会は、3 名以上 5 名以内の委員によって構成され、代表取締役社長 1 名、並びに、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から 2 名以上を委員に選任するものとします。特別委員会は、ガイドラインに基づき、(a)買収者等による買収等の提案の内容、(b)買収者等に関する事項、(c)当社取締役会が遂行する事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社株式の客観的な価値、(d)新株予約権を消却する場合及び消却せずに新株予約権を株主の皆様には分配する場合における買収者等以外の株主の皆様には与える影響等を検討の上で、(i)買収等の内容等が株主の皆様には買収等に応じることを強要するものであるか否か、(ii)当社取締役会が代替案を検討する十分な時間的余裕を与えるものであるか否か、(iii)株主の皆様を誤信させて買収等に応じさせるものでないか否か、(iv)その他買収等が当社、株主の皆様及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を害するものでないか否か、並びに、(v)新株予約権の行使条件を成就させることが企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準として、上記勧告を行います。

ガイドライン(第一回 SPC 方式信託型セキュリティプランに関するガイドライン)の概要については、別紙 3 を御参照下さい。

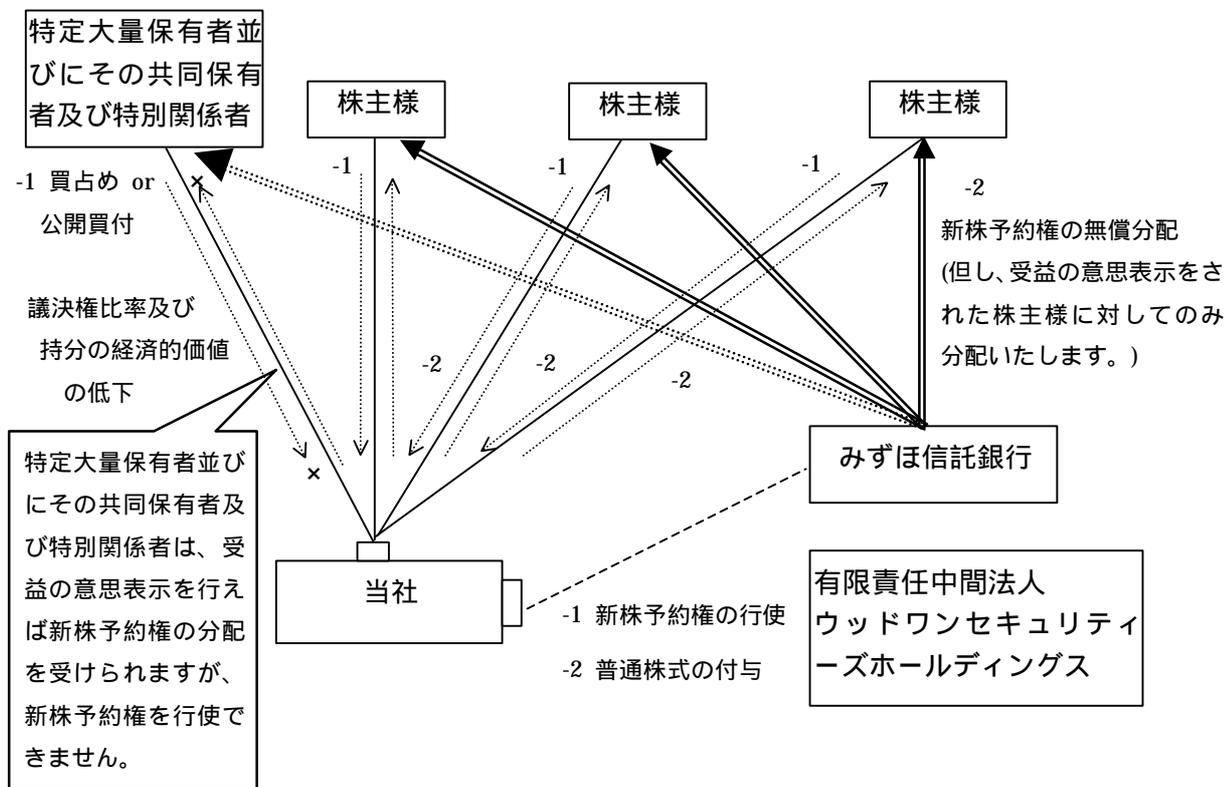
また、別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間(特定大量保有者が現れたことを当社取締役会が認識し、公表するまでの間)において、買収者等が委任状勧誘合戦等を行い、株主の皆様の支持を得て、株主提案の方法により当社の在任取締役の過半数を選任することとなった場合には、当社は企業価値防衛策を解除することができます。すなわち、当社は、別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間、株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができます(別紙 1 の 13.(2)を御参照下さい。)。なお、

この場合には、買収者等が株主の皆様の支持を得て在任取締役の過半数が選任されておりますので、特別委員会による勧告なしに新株予約権の消却を行うことができます。

上記の場合(「企業価値の最大化のために必要があると認めるとき」及び「株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったとき)、並びに、法制度の改正等により適切な企業価値防衛策を採用する場合(「新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めるとき」、別紙1の13.(3)を御参照下さい。))において、当社が新株予約権の消却を行った場合にはその旨を適時に開示致します。

なお、当社は、上記の消却による企業価値防衛策の解除のほか、取締役会決議に基づき、特定大量保有者の判断基準となる株券等保有割合又は株券等所有割合の引き上げ(別紙1の12.(1)を御参照下さい。)、及び、当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化される者であるため、特定大量保有者に該当しないとの判断(別紙1の12.(1)を御参照下さい。)を行うことにより、企業価値防衛策の発動を延期し又は発動を行わない旨の判断を行うことがあります。なお、これらの取締役会決議についても、特別委員会は、ガイドラインに基づいて、上記(a)乃至(d)の要素(但し、(d)については、株券等保有割合又は株券等所有割合の引き上げを行う場合における買収者等以外の株主の皆様に与える影響の考慮が含まれます。)等を検討の上で、上記(i)乃至(v)等を判断基準として、取締役会に対して勧告を行うものとされており、取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとされており。

(企業価値防衛策発動 = 濫用的な買収等が行われた場合)



上述に従い新株予約権が消却されることなく、別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件が成就した場合(特定大量保有者が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合)には、企業価値防衛策が発動されます。その場合、みずほ信託銀行は、当該行使条件成就直後の基準日現在の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に基づき、株主の皆様(実質株主の皆様を含みます。)に対して、受益の意思表示を行うか否か(新株予約権の無償分配を受けたいことを希望するか否か)を確認します。

なお、行使条件成就直後の当社の株主の皆様が当然に受益者となるわけではなく、その時点の株主の皆様が「受益の意思表示」を行った場合に初めて受益者となり、新株予約権の無償分配を受けることができます。

信託銀行は、受益の意思表示を行った株主の皆様に対して、原則としてその持株 1 株当たり新株予約権 2 個を無償で分配します。但し、今後当社の発行済株式総数の増減があった場合には、分配される新株予約権の数はその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがあります。

なお、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は、受益の意思表示を行えば、みずほ信託銀行から新株予約権の分配を受けることができますが、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は新株予約権を行使できないという行使条件が定められております(別紙 1 の 12.(3)を御参照下さい。 )。

受益の意思表示を行った(特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の)株主の皆様は、新株予約権 1 個当たり、行使価額 1 円を払い込んで新株予約権を行使することにより原則として当社普通株式 1 株を取得できます。

この結果、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者の議決権比率及び持分の経済的価値は低下することとなります。

## (2) 割当先の概要

企業価値防衛策 で発行する新株予約権の割当先である有限責任中間法人(平成 17 年 6 月設立予定)の概要は下記の通りです。

名 称	有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
主たる事務所の所在地	広島県廿日市市木材港南 1 番 1 号
代表者の役職・氏名	当社社外監査役 1 名が理事に就任する予定です。
出 資 金 の 額	基金の総額 3 百万円(予定) なお、基金の額は、本年 7 月に予定される信託契約の締結に際して信託報酬支払いのために増額する予定となっております。 上記基金は当社が全額出資します。

主 な 事 業 内 容	株式会社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の利益を害するような買収提案がなされた場合に備え、当該会社の取締役会にそのような濫用的な買収提案を行った者との間で、実質的に対等な形で交渉することを可能とするための基礎を提供し、以って、当該会社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の利益を保護することを社員相互の目的とするとともに、その目的に資するために、当該会社の発行する新株予約権を取得・保有・処分する事業を行います。
当 社 と の 関 係	当法人の理事・監事は当社の社外監査役を兼務する予定です。

### (3) 企業価値防衛策発動時に株主・投資者に与える影響等

企業価値防衛策は、別紙1の12.(1)に定める行使条件成就直後の基準日時点の全株主(実質株主を含みます。)のうち受益の意思表示を行った株主の皆様に対して、その持株数に比例して新株予約権を無償で分配する仕組み(但し、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は分配を受けた新株予約権を行使できません。)であり、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主の皆様は、下記(4)の手続に従い、信託銀行に対して受益の意思表示を行い、新株予約権の分配を受けて行使する限り、持株の議決権比率が低下することはありません。

他方、受益の意思表示を行い、新株予約権を取得した株主の皆様は、新株予約権1個当たり行使価額1円で当社普通株式1株を取得することができますが、その持株の経済的価値への影響については、株主の皆様が持株の取得原価、発動時の当社の株価等の諸条件次第でありますので、予測することは困難であります。但し、本年4月28日に国税庁が示した見解によれば、新株予約権が無償で分配されるため、分配を受けた法人株主の皆様には、受益の意思表示の時点において、新株予約権の時価相当額の受贈益が生じ、分配を受けた個人株主の皆様には、受益の意思表示の時点において、新株予約権の時価相当額の経済的利益が生じ、それぞれに対する課税が生じるものと解されます。

上記基準日までに名義書換が完了しなかった場合や上記基準日までに名義書換を完了したものの上記の受益の意思表示を行わなかった場合には、新株予約権の無償分配を受けることができず、持株の議決権比率や経済的価値が希釈化されてしまいますので、新株予約権の無償分配を受けることを希望される株主の皆様(特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者を除きます。)は、上記基準日までの名義書換の完了及び信託銀行に対する受益の意思表示をお願い致します。

### (4) 企業価値防衛策発動に伴って必要となる株主の手続

別紙1の12.(1)に定める行使条件成就後に、新株予約権の受託者であるみずほ信託銀行(その

事務の一部を受託する日本証券代行株式会社を含みます。以下同じ。)から、当該行使条件成就直後の基準日現在の株主の皆様(実質株主の皆様を含みます。)に対して、新株予約権の無償分配を受けるか否かについて、受益の意思表示の確認に関する書類が送付されます。新株予約権の無償分配を受けることを希望する株主の皆様は、当該信託銀行に対して受益の意思表示を行う旨の書類を送付した後、当該信託銀行から新株予約権証券の交付を受け、新株予約権を行使することになります。具体的な受益の意思表示の方法及び新株予約権の行使方法については、当該信託銀行が、受益の意思表示の確認書類及び新株予約権証券の発送の際に書面により具体的な説明を行います。

#### (5) 企業価値防衛策の合理性を高める仕組みについて

企業価値防衛策 は、(i)導入に際して株主総会による承認(特別決議)を得ること、(ii)「企業価値の最大化のために必要があると認めるとき」又は「株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったとき」には、新株予約権が消却することにより、企業価値防衛策を解除できること(上記「(企業価値防衛策解除 = 新株予約権の消却)」を御参照下さい。)、(iii)取締役会が、新株予約権の消却等の判断に当たり、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者が3分の2以上を占める特別委員会による勧告を最大限尊重すること(上記「(企業価値防衛策解除 = 新株予約権の消却)」を御参照下さい。)、(iv)特別委員会は、かかる勧告にあたり、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家による助言を求めることができること(別紙3の(3)を御参照下さい。)、(v)新株予約権の行使期間は約3年(平成20年9月30日まで)に限定されており、約3年後に企業価値防衛策の導入の有無を再度検討する機会を設けていること(別紙1の11.を御参照下さい。)等により、企業価値防衛策としての合理性を高める仕組みを採用しております。

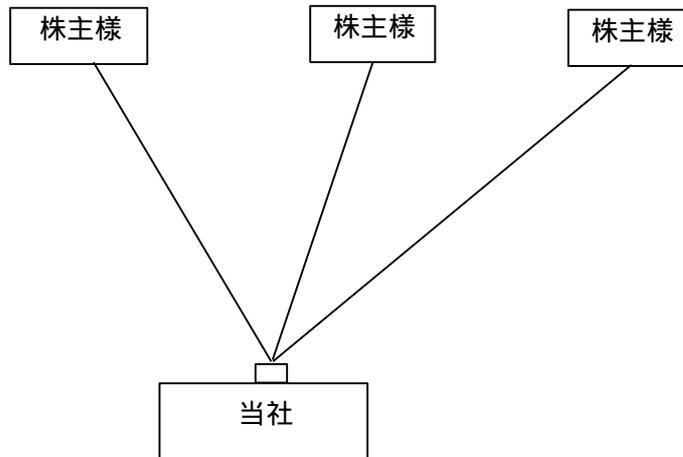
### 3 企業価値防衛策 の仕組み

上記1記載のとおり、当社は、原則として、企業価値防衛策 を導入致しますが、企業価値防衛策 は、導入時及び発動時の特別目的会社(中間法人)に対する課税上の取扱いが必ずしも完全には明らかではない等、租税法その他の法令上の制約等が生じる可能性がありますため、かかる制約等を理由にその導入又は発動が不可能又は困難であることが明らかとなった場合に企業価値防衛策 に代わるものとして、企業価値防衛策 を導入致します。企業価値防衛策 はあくまで企業価値防衛策 に代わるものであり、企業価値防衛策 と企業価値防衛策 が同時に発動されることはありません。

#### (1) 企業価値防衛策 の概要

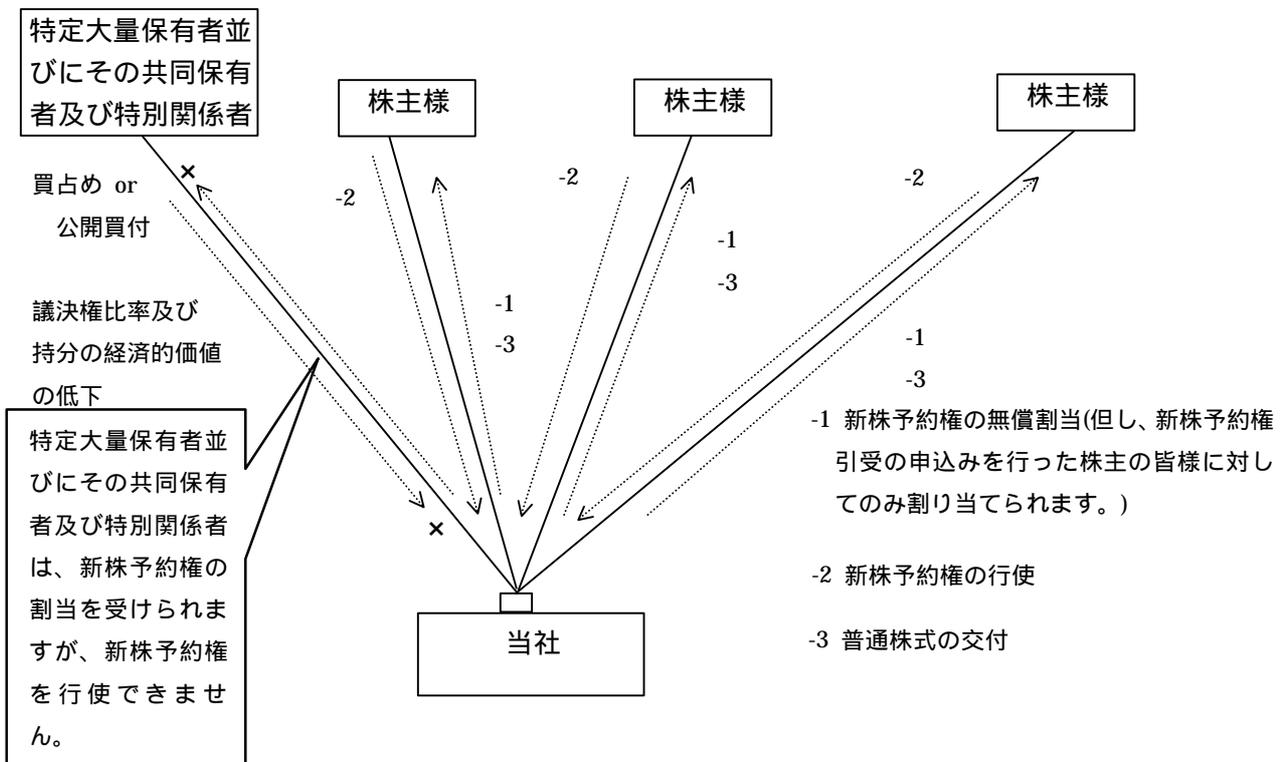
企業価値防衛策 の概要は以下のとおりです。

(企業価値防衛策導入 = 発行登録：本年 7 月)



本定時株主総会での承認を得た後、企業価値防衛策の導入又は発動が不可能又は困難であることが明らかとなった場合に企業価値防衛策を機動的に発動できるようにするため、証券取引法に基づく発行登録を行います。但し、濫用的な買収等が行われぬ限り(具体的な基準については別紙 4 の 7. を御参照下さい。)新株予約権の発行自体は行いません。

(企業価値防衛策発動 = 新株予約権の発行 = 濫用的な買収等が行われた場合)



当社株式の公開買付や買い集め等が行われ、又は、行われることが予定される場合に、当該公開買付や買い集め等が当社に対する濫用的な買収等であるか否か、及び、当社の企業価値の最大化に資するものである否かについて検討を行い、当社が濫用的な買収等であると判断する

場合には企業価値防衛策を発動し、企業価値最大化に資するものであると判断する場合には企業価値防衛策を発動致しません。

すなわち、特定大量保有者が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した場合(別紙 4 の 7.を御参照下さい。)であって、かつ、当該特定大量保有者による濫用的な買収等が行われる場合には、取締役会は、株主割当の方法による新株予約権(発行要項については別紙 4 を御参照下さい。)の発行決議を行います。但し、この発行決議に際しては、取締役会は、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。この特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成され、代表取締役社長1名、並びに、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から2名以上の委員が選任されます。特別委員会は、ガイドラインに基づき、(a)買収者等による買収等の提案の内容、(b)買収者等に関する事項、(c)当社取締役会が遂行する事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社株式の客観的な価値、(d)新株予約権を発行する場合及び発行しない場合における買収者等以外の株主の皆様と与える影響等を検討の上で、(i)買収等の内容等が株主の皆様と買収等に応じることを強要するものであるか否か、(ii)当社取締役会が代替案を検討する十分な時間的余裕を与えるものであるか否か、(iii)株主の皆様を誤信させて買収等に応じさせるものでないか否か、(iv)その他買収等が当社、株主の皆様及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を害するものでないか否か、並びに、(v)新株予約権を発行することが企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準として、上記勧告を行います。

ガイドライン(第一回事前警告型セキュリティプランに関するガイドライン)の概要については、別紙 5 を御参照下さい。

当社は、新株予約権を発行する場合には、株主の皆様に対して、原則としてその持株1株当たり新株予約権2個を無償で割り当てます。

以上の手続に従い当社が新株予約権の発行することを決定した場合にはその旨を適時に開示致します。

なお、特定大量保有者(別紙 4 の 7.において定義されます。)並びにその共同保有者及び特別関係者は、新株予約権の無償割当を受けることができますが、新株予約権を行使できないという行使条件が定められております。

無償割当を受けた(特定大量保有者並びに共同保有者及び特別関係者以外の)株主の皆様は、新株予約権1個当たり、行使価額1円を払い込んで新株予約権を行使することにより当社普通株式1株を取得できます。

この結果、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者の議決権比率及び持分の経済的価値は低下することとなります。

## (2) 企業価値防衛策発動時に株主・投資者に与える影響等

企業価値防衛策 は、発動直後に設定される割当期日時点の全株主(実質株主を含みます。)の皆様に対して、その持株数に比例して新株予約権を無償で付与する仕組み(但し、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は付与された新株予約権を行使できません。)であり、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主の皆様は、下記(3)の手続に従い、新株予約権引受の申込を行い、新株予約権の付与を受けて行使する限り、持株の議決権比

率が低下することはありません。

他方、新株予約権を取得した株主の皆様は、新株予約権 1 個当たり、行使価額 1 円で当社普通株式 1 株を取得することができますが、その持株の経済的価値への影響については、各株主の皆様が持株の取得原価、発動時の当社の株価等の諸条件次第でありますので、予測することは困難であります。但し、本年 4 月 28 日に国税庁が示した見解によれば、新株予約権が無償で付与されるため、付与を受けた法人株主の皆様は、付与の時点で、新株予約権の時価相当額を受贈益が生じ、また、付与を受けた個人株主の皆様は、行使の時点で、株式の時価と権利行使価額(新株予約権を行使した際の払込金額)との差額に対して課税されるとされております。

上記割当期日までに名義書換が完了しなかった場合や上記割当期日までに名義書換が完了したものの、新株予約権引受の申込みを行わなかった場合には、新株予約権の無償割当を受けることができず、持株の議決権比率や経済的価値が希釈化されてしまいますので、新株予約権の無償割当を受けることを希望される株主の皆様(特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者を除きます。)は、上記割当期日までの名義書換の完了及び新株予約権の引受の申込みをお願い致します。

### (3) 企業価値防衛策発動に伴って必要となる株主の手続

発動後、当社の証券代行事務を行う日本証券代行株式会社から、割当期日現在の株主の皆様(実質株主の皆様を含みます。)に対して、新株予約権申込証が送付されます。新株予約権の引受を希望する株主の皆様は、当該証券代行に対して、申込証に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使することになります。具体的な申込及び行使方法については、当該証券代行が新株予約権申込証及び新株予約権証券を発送する際に書面により具体的な説明を行います。

### (4) 企業価値防衛策の合理性を高める仕組みについて

企業価値防衛策 は、(i)導入に際して株主総会による承認(特別決議)を取得すること、(ii)その発動(新株予約権の発行日)は来年 6 月 29 日まで(約 1 年間)に限定し、約 1 年後に企業価値防衛策の導入の有無を再度検討する機会を設けていること(別紙 4 の 7.を御参照下さい。)、(iii)あくまで企業価値防衛策 の導入又は発動が不可能又は困難であることが明らかとなった場合に企業価値防衛策 に代わるものとして導入するものであること、(iv)取締役会が、新株予約権の発行の判断に当たり、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者が 3 分の 2 以上を占める特別委員会による勧告を最大限尊重すること(上記「(企業価値防衛策発動 = 新株予約権の発行 = 濫用的な買収等が行われた場合)」を御参照下さい。)、(v)特別委員会は、かかる勧告にあたり、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家による助言を求めることができること(別紙 5 の(3) を御参照下さい。)等により、企業価値防衛策としての合理性を高める仕組みを採用しております。

以 上

## **SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権発行要項**

### 1. 新株予約権の名称

第一回 SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権

### 2. 新株予約権発行の目的

当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、本発行要項に定める新株予約権を発行する。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、1 億株とする。但し、下記 10.により対象株式数(下記 5.において定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

### 4. 新株予約権の割当先

全て有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに割り当てるものとする。

### 5. 発行する新株予約権の総数

1 億個とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は 1 株とする。但し、対象株式数は下記 10.により調整される。

### 6. 発行価額

無償とする。

7. 申込期日

平成 17 年 7 月

8. 発行日

平成 17 年 7 月

9. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下「払込価額」という。)は 1 円とする。

10. 対象株式数の調整

- (1) 当社は、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整する。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

- (2) 前項に定める調整後の対象株式数の適用時期等は、次に定めるところによる。

調整後の対象株式数は、株式分割の場合は株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は商法第 215 条第 1 項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の対象株式数は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

上記 但書の場合で、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに新株予約権の行使をなした者に対しては、次に定める算式により当該株主総会の終結の日の翌日以降当社普通株式を発行する。この場合に、1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = (\text{株式分割の比率} - 1) \times \left[ \begin{array}{l} \text{当該期間内に新株予約権を行使} \\ \text{した結果、調整前対象株式数} \\ \text{に基づき発行された株式数} \end{array} \right]$$

- (3) 上記(1)に定めるほか、合併、会社分割等対象株式の調整を必要とする場合には、合併、会社分割の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

## 11. 権利行使期間

新株予約権の発行日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。但し、下記 12.(1)に定める行使条件が成就した場合には、当該行使条件成就時から 3 か月間経過する日までとする。

## 12. 行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に、当社の株券等保有割合(証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は、株券等所有割合(証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が 20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 3 項に定義される。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 5 項に定義される。)

中間法人

中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される意味

を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される意味を有し、特別関係者とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 前二項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される。)

特定大量保有者の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される。)

中間法人

中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

### 13. 消却事由及び消却手続

- (1) 当社の企業価値を最大化する買収等である場合

当社は、上記 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

- (2) 委任状勧誘合戦等の結果、株主提案により取締役の過半数が選任された場合

当社は、上記 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間、株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することがで

きる。

(3) 法制度の改正等により適切な企業価値防衛策を採用する場合

当社は、上記 12.(1)に定める行使条件が成就するまでの間、新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

14. 譲渡制限

新株予約権は当社の取締役会の承認のない限り譲渡できないものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

16. 株式交換・株式移転時の新株予約権の承継に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という。)に、以下の定めに従い、承継させることができる。但し、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書又は株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整がなされた数とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換又は株式移転の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた金額とする。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

上記 11.ないし 13.等に準じて、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

17. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の資本に組み入れざる額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、株式の発行価額総額全額を資本に組み入れるものとし、資本に組み入れざる額は0円とする。

18. 新株予約権の行使の方法

新株予約権の行使は、当社の定める新株予約権行使請求書に必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、当該請求書とともに、新株予約権証券を添えて、下記21.に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の払込価額全額に相当する金銭を下記22.に定める払込取扱場所に払込むことにより行われる。なお、行使請求受付場所に当該請求書及び新株予約権証券を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。

19. 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、新株予約権の行使請求に必要な関連書類及び当該行使請求に係る新株予約権の払込価額全額に相当する金銭が下記22.に定める払込取扱場所に到達したときに生じる。

20. 新株予約権行使により発行した株式の第1回目の配当

新株予約権の行使により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

21. 新株予約権の行使請求受付場所

日本証券代行株式会社

22．新株予約権の行使に際して払込をなすべき払込取扱金融機関

みずほ信託銀行株式会社本店

23．法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項乃至用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以 上

## 信託契約の概要

第一回 SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権において、有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス、みずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)及び当社の間で本年 7 月に締結される予定の信託契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 委託者

有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

(2) 受託者

みずほ信託銀行

(3) 受益者

別紙 1 の 12.(1)に定める行使条件の成就(以下「受益者確定事由」という。)直後の基準日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は記録された当社の株主(実質株主を含む。)であって、受託者に対して受益の意思表示を行った者

なお、基準日とは、信託契約締結後、社債、株式等の振替に関する法律が施行される日までは、株券等の保管及び振替に関する法律 31 条 1 項各号の日を意味し、社債、株式等の振替に関する法律が施行される日以後は、同法 159 条 1 項各号の日又は同条 8 項に基づき総株主通知が行われる日を意味するものとする。

(4) 信託管理人

当社

但し、当社取締役会は、信託管理人としての職務遂行に当たり、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

(5) 信託の目的

受託者が、信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、受益者確定事由が発生した場合に受益者に新株予約権を交付することを目的とする。

(6) 信託契約日

平成 17 年 7 月

(7) 信託の期間

新株予約権の権利行使期間の末日までとする。

(8) 信託財産

新株予約権及び金銭

(9) 信託財産の交付

原則として、受益者が保有する当社の株式 1 株当たり新株予約権 2 個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。

以上

## 第一回 SPC 方式信託型セキュリティプランに関するガイドラインの概要

第一回 SPC 方式信託型セキュリティプランに関するガイドラインは、別紙 1 の 12.及び 13.の行使条件及び消却、並びに、当社による信託管理人としての職務遂行に関する取締役会決議について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は以下のとおりであります。

なお、特別委員会の当初の委員は、代表取締役社長 1 名及び社外監査役 4 名の合計 5 名によって構成される予定であります。

### (1) 特別委員会の組織

特別委員会は 3 名以上 5 名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会は、その決議に基づいて、代表取締役社長 1 名、並びに、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から 2 名以上を、特別委員会の委員として選任するものとする。

### (2) 特別委員会による勧告

特別委員会は、別紙 1 の 12.及び 13.の行使条件及び消却、並びに、当社による信託管理人としての職務遂行に関する取締役会決議を行うに際し、当該取締役会決議に関する勧告を行うものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

### (3) 特別委員会による検討

特別委員会は、取締役会に対して、別紙 1 の 12.及び 13.の行使条件及び消却に関する勧告を行うに当たり、以下の各号に規定する事項を検討の上で、(i)買収等の内容等が株主に買収等に応じることを強要するものであるか否か、(ii)当社取締役会が代替案を検討する十分な時間的余裕を与えるものであるか否か、(iii)株主を誤信させて買収等に応じさせるものでないか否か、(iv)その他買収等が当社、株主及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を害するものでないか否か、並びに、(v)新株予約権の行使条件を成就させることが企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準とするものとする。

- (a) 買収者等による買収等の提案の内容(買収等の目的、買収等の方法、買収等の対象、買収等に必要となる資金の調達方法、対価の内容、買収等を行った後の事業計画の内容、当社の従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の取扱い等)

- (b) 買収者等に関する事項(事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等)
- (c) 当社取締役会が遂行する事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社株式の客観的な価値
- (d) 新株予約権を消却する場合、消却せずに新株予約権を株主に分配する場合及び行使条件成就の基準となる株券等保有割合又は株券等所有割合を引き上げる場合等における買収者等以外の株主に与える影響
- (e) その他別紙 1 の 12.及び 13.の行使条件及び消却に関する取締役会決議に際して考慮すべき事項

特別委員会は、上記 各号の事項を考慮するに際し、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家による助言を求めることができるものとする。

#### (4) 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

#### (5) 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以上

## 事前警告型セキュリティプラン型新株予約権発行要項

### 1. 新株予約権の名称

第一回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権

### 2. 新株予約権発行の目的

当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、本発行要項に定める新株予約権を発行する。

第一回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権は、租税法その他の法令上の制約等により、第一回 SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権を導入又は発動することができない又は困難であることが明らかとなった場合に導入されるものである。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、1 億株を上限とする。但し、下記 9.により対象株式数(下記 5.において定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

### 4. 新株予約権の割当先及び割当方法

割当期日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は記録された当社株主(実質株主を含む。)に対して、その所有株式(但し、当社の有する普通株式を除く。)1 株につき、新株予約権 2 個を割り当てる。

### 5. 発行する新株予約権の総数

1 億個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は 1 株とする。但し、対象株式数は下記 9.により調整される。

## 6. 発行価額

無償とする。

## 7. 発行日

発行登録の効力発生日から平成 18 年 6 月 29 日(本年 6 月 29 日開催の定時株主総会より 1 年を経過する日)までとする。

但し、発行日は、当社の株券等保有割合(証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は、株券等所有割合(証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が 20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した後に、当社取締役会が別途定める日とする。但し、取締役会は、新株予約権の発行決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 3 項に定義される。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 5 項に定義される。)

その者が当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される意味を有し、特別関係者とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される意味を有するものとする。

## 8. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下「払込価額」という。)は1円とする。

## 9. 対象株式数の調整

- (1) 当社は、新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整する。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

- (2) 前項に定める調整後の対象株式数の適用時期等は、次に定めるところによる。

調整後の対象株式数は、株式分割の場合は株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後の対象株式数は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

上記但書の場合で、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに新株予約権の行使をなした者に対しては、次に定める算式により当該株主総会の終結の日の翌日以降当社普通株式を発行する。この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = (\text{株式分割の比率} - 1) \times \left[ \begin{array}{l} \text{当該期間内に新株予約権を行使} \\ \text{した結果、調整前対象株式数} \\ \text{に基づき発行された株式数} \end{array} \right]$$

- (3) 上記(1)に定めるほか、合併、会社分割等対象株式の調整を必要とする場合には、合併、会社分割の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うもの

とする。

#### 10. 権利行使期間

上記 7.の発行日から 3 か月間経過する日までとする。

#### 11. 行使条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 前項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される。)

特定大量保有者の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される。)

#### 12. 消却事由及び消却手続

当社は、新株予約権を買い受けた場合には、取締役会決議に基づき、これを無償で消却できるものとする。

#### 13. 譲渡制限

新株予約権は当社の取締役会の承認のない限り譲渡できないものとする。

#### 14. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

#### 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の資本に組み入れざる額

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合には、株式の発行価額総額全額を資本に組み入れるものとし、資本に組み入れざる額は 0 円とする。

## 16. 新株予約権の行使の方法

新株予約権の行使は、当社の定める新株予約権行使請求書に必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、当該請求書とともに、新株予約権証券を添えて、下記 19.に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の払込価額全額に相当する金銭を下記 20.に定める払込取扱場所に払込むことにより行われる。なお、行使請求受付場所に当該請求書及び新株予約権証券を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。

## 17. 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、新株予約権の行使請求に必要な関連書類及び当該行使請求に係る新株予約権の払込価額全額に相当する金銭が下記 20.に定める払込取扱場所に到達したときに生じる。

## 18. 新株予約権行使により発行した株式の第 1 回目の配当

新株予約権の行使により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、行使の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

## 19. 新株予約権の行使請求受付場所

日本証券代行株式会社

## 20. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき払込取扱金融機関

みずほ信託銀行株式会社本店又は新株予約権発行の際の取締役会決議により定められる金融機関

## 21. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項乃至用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、取締役会は、その決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的

な範囲内で修正することができるものとする。

以 上

## 第一回事前警告型セキュリティプランに関するガイドラインの概要

第一回事前警告型セキュリティプランに関するガイドラインは、新株予約権発行の取締役会決議に関して、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は以下のとおりであります。

なお、特別委員会の当初の委員は、代表取締役社長 1 名及び社外監査役 4 名の合計 5 名によって構成される予定であります。

### (1) 特別委員会の組織

特別委員会は 3 名以上 5 名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会は、その決議に基づいて、代表取締役 1 名、並びに、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から 2 名以上を、特別委員会の委員として選任するものとする。

### (2) 特別委員会による勧告

特別委員会は、新株予約権発行の取締役会決議を行うに際し、当該取締役会決議に関する勧告を行うものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

### (3) 特別委員会による検討

特別委員会は、取締役会に対して、新株予約権の発行に関する勧告を行うに当たり、以下の各号に規定する事項を検討の上で、(i)買収等の内容等が株主に買収等に応じることを強要するものであるか否か、(ii)当社取締役会が代替案を検討する十分な時間的余裕を与えるものであるか否か、(iii)株主を誤信させて買収等に応じさせるものでないか否か、(iv)その他買収等が当社、株主及び当社利害関係人(従業員、取引先、育林事業関係者等)の利益を害するものでないか否か、並びに、(v)新株予約権を発行することが企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準とするものとする。

- (a) 買収者等による買収等の提案の内容(買収等の目的、買収等の方法、買収等の対象、買収等に必要となる資金の調達方法、対価の内容、買収等を行った後の事業計画の内容、当社の従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の取扱い等)
- (b) 買収者等に関する事項(事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業

買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等)

- (c) 当社取締役会が遂行する事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社株式の客観的な価値
- (d) 新株予約権を発行する場合及び発行しない場合における買収者等以外の株主に与える影響
- (e) その他新株予約権発行に関する取締役会決議に際して考慮すべき事項

特別委員会は、上記 各号の事項を考慮するに際し、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家による助言を求めることができるものとする。

#### (4) 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

#### (5) 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以上